

公益通報に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人新産業創造研究機構（以降、「機構」という。）の業務に関し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する職員等からの相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、機構の健全な発展に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条（窓口）

機構職員等からの通報を受け付ける窓口、および法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を機構事務局総務部に設置する。

第3条（通報の方法）

通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

第4条（通報者の範囲）

通報窓口及び相談窓口を利用者できる者は機構職員等（出向職員・契約職員・派遣職員・技術アドバイザー・退職者）および機構が取引する事業者およびその従業員とする。

第5条（調査）

1. 通報あるいは相談があった場合、窓口は速やかにコンプライアンス統括責任者に報告することとする。統括責任者は調査の必要性を判断し、必要があれば、窓口調査を指示する。
2. 通報された事項に関する事実関係は、コンプライアンス委員会が任命する責任者のもと、調査を行う。
3. 責任者は、調査する内容によって、関連する部門のメンバーからなる調査チームを設置することができる。調査の事務局は総務部が行う。

第6条（協力義務）

各部門は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

第7条（是正措置）

1. 調査結果はコンプライアンス委員会に報告しなければならない。
2. 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、機構は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

第8条（社内処分）

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、機構は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

第9条（通報者等の保護）

1. 機構は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。
2. 機構は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

第10条（個人情報の保護）

機構及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。機構は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

第11条（通知）

機構は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

第12条（不正の目的）

通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。機構は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

第13条（相談又は通報を受けた者の責務）

通報処理担当者に限らず、相談または通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 付則

第14条（所管）

本規程の所管は事務局総務部とする。

第15条（改廃等）

本規程の改廃は、コンプライアンス委員会が決定する。また、本規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

第16条（施行）

本規程は平成24年11月1日より施行する。